

議案番号 提案課名	件名 内 容
議案第105号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当についても所要の改正措置を講ずる必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
	<p>【改正理由】 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給額等について所要の改正措置を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当の支給率等についても所要の改正措置を講ずる必要が生じたため。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正（第1条関係）</p> <p>ア 平成26年12月期の勤勉手当の支給月数の引上げ（第21・22条関係） 再任用以外の行政職・医療職（2） 【現行】0.675月→【改正案】0.825月 再任用行政職 【現行】0.325月→【改正案】0.375月</p> <p>イ 給料月額の引上げ 別表第1（その1）関係 行政職給料表（1）の月例給を、 平均0.32%引上げ 別表第1（その2）関係 医療職給料表（1）の月例給を、 平均0.21%引上げ 別表第1（その3）関係 医療職給料表（2）の月例給を、 平均0.47%引上げ 平成26年4月に遡って実施 【施行期日】公布の日</p> <p>ウ イに伴う昇格時号給対応表の改定（別表第1（その1）、（その3）関係）</p> <p>エ 6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（2条関係 21・22条関係） 再任用以外の行政職・医療職（2） 【現行】0.675月→【改正案】0.75月 再任用行政職 【現行】0.325月→【改正案】0.35月 【施行期日】平成27年4月1日</p> <p>2 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正（付則第5、6項）</p> <p>ア 平成26年12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第4条第2項） 【現行】2.05月→【改正案】2.20月 【施行期日】公布の日</p> <p>イ 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第4条第2項） 6月【現行】1.90月→【改正案】1.975月 12月【現行】2.05月→【改正案】2.125月 【施行期日】平成27年4月1日</p> <p>3 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正（付則第7、8項）</p> <p>ア 平成26年12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第6条第2項） 【現行】2.05月→【改正案】2.20月 【施行期日】公布の日</p> <p>イ 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第6条第2項） 6月【現行】1.90月→【改正案】1.975月 12月【現行】2.05月→【改正案】2.125月 【施行期日】平成27年4月1日</p>